



ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン (DIHYDROSTREPTOMYCIN / STREPTOMYCIN) (和として)

	基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参 考 基 準 国	残 留 基 準	業 事 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓	1	現行	1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	サケ目魚類												
豚の腎臓	1	現行	1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	ウナギ目魚類												
羊の腎臓	1	現行	1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	スズキ目魚類												
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓	1										6	上記以外の魚類												
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等	0.5	薬事	0.5(*1)	.....	.....	.....	1	0.3	.....	.....	3-1	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等	0.5	薬事	0.5(*1)	.....	.....	.....	1	0.3	.....	.....	3-1													
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等	0.6										8													
												蜂蜜												
牛の乳	0.2	現行	0.2	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
羊の乳	0.2	現行	0.2	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
山羊の乳	0.2	現行	0.2	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
上記以外の陸棲哺乳類の乳	0.2	海外				0.125 (*2)	0.2	0.25	.....	.....	5-1													
鶏の筋肉	0.6	現行	0.6	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
上記以外の家禽の筋肉	0.5	海外									0.5	5-1												
鶏の脂肪	0.6	現行	0.6	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
上記以外の家禽の脂肪	0.5	海外									0.5	5-1												
鶏の肝臓	0.6	現行	0.6	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
上記以外の家禽の肝臓	0.5	海外									0.5	5-1												
鶏の腎臓	1	現行	1	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....	.....													
上記以外の家禽の腎臓	1	海外									1	5-1												
鶏のその他の内臓等	0.07	薬事	0.07 (*1)	.....	.....	0.5 (*1)	.....	.....	.....	.....	.....	3-1												
上記以外の家禽のその他の内臓等	0.5										8													
鶏の卵	0.5	Codex				0.5	.....	.....	.....	.....	.....	2												
上記以外の家禽の卵																								
鶏以外の家禽の卵 (卵黄)																								

- 1 STREPTOMYCINのみ
- 2 DIHYDROSTREPTOMYCINのみ
- 3 上記以外の陸棲哺乳類の筋肉等は、羊の相当部位と調整





























ジブチルヒドロキシトルエン (DIBUTYLHYDROXYTOLUENE)

	基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	飼 安 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型		基準 値案	参考 基準 国	残留 基準	飼 安 法	C o d e x	米 国	豪 州	加 国	E U	N Z	類 型	
牛の腎臓											4	サケ目魚類	21: 飼安		1.6									4
豚の腎臓	0.02: 飼安			0.02							4	ワナギ目魚類	21: 飼安		1.5									4
上記以外の陸棲哺乳類の腎臓											4	スズキ目魚類	0.3: 飼安		0.27									4
												上記以外の魚類	0.2: 飼安		0.2									4
												十脚目甲殻類												
												上記以外の甲殻類												
												貝類												
												上記以外の魚介類												
牛のその他の内臓等											4	上記以外の動物												
豚のその他の内臓等	0.3: 飼安			0.3							4	蜂蜜												
上記以外の陸棲哺乳類のその他の内臓等																								
牛の乳																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳																								
牛の乳(脂肪)																								
上記以外の陸棲哺乳類の乳(脂肪)																								
鶏の筋肉	0.02: 飼安			0.02							4													
上記以外の家禽の筋肉																								
鶏の脂肪	3: 飼安			3							4													
上記以外の家禽の脂肪																								
鶏の肝臓	0.2: 飼安			0.21							4													
上記以外の家禽の肝臓																								
鶏の腎臓	0.1: 飼安			0.13							4													
上記以外の家禽の腎臓																								
鶏のその他の内臓等	2: 飼安			1.6							4													
上記以外の家禽のその他の内臓等																								
鶏以外の家禽の卵																								
鶏以外の家禽の卵(卵黄)																								
鶏の卵(卵白)	0.02: 飼安			0.02							4													
上記以外の家禽の卵(卵白)																								

豚の筋肉等(肝臓を除く)、鶏の肝臓等(筋肉を除く)及び魚類については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律において認められている上限の量を添加した際の残留データをもとに算出した値である。































